

## 2019年12月6日開催 外国人支援団体との交流会報告

外国人の権利に関する委員会

副委員長 古池 秀 (65期)

委員 雨宮奈穂子 (65期)

幹事 酒井 昌弘 (69期)

研修員 宮下 萌 (71期)

### 全体報告会

#### 活動10年を迎える仮放免者の会

委員 雨宮 奈穂子 (65期)

全体報告会では、活動10年を迎える関東仮放免者の会事務局長の宮廻満様にご講演いただいた。

#### 1 仮放免者の会の発足

仮放免者の会は、被收容者すべてが連帯して、仮放免と在留資格を取得することを目標として、2010年10月31日に発足した。

1980年代に産業界の人手不足を補うため、海外から多くの労働力を迎え入れていた日本は、2008年入管法改正により外国人を帰国させる政策へ変更し、再收容、長期收容を繰り返した結果、22万人であった外国人は11万人に減少した。

2010年に牛久（東日本入国管理センター）で被收容者2人の自殺、成田での強制送還死亡事件が起こった。牛久の被收容者は「入管に殺されるのか、自分で自分を殺すのか」という選択を迫られ、同年5月に集団ハストを始めた。これが仮放免者の会結成の動機となった。その結果、牛久での仮放免者は増加し、再收容もなくなった。2011年2月には品川（東京出入国在留管理局）で、3月に横浜（同局横浜支局）で再收容がストップした。

#### 2 安倍内閣発足後の変化

しかし、2012年12月の安倍内閣発足後、入管政策は再び厳しくなり、強制送還の再開、チャーター便による集団送還が開始された。

2013年10月からは、品川で夫婦案件の再收容が開始され、仮放免者の会はそれに必死に抗った。その結果、日

本人の配偶者のいる仮放免者に対して、出国後1年後の再上陸特別許可を与えるという譲歩を勝ち取った。2019年4月に初めて会員の1人が戻り、最近では1ヶ月に1人の会員が帰ってきている。

#### 3 おわりに

社会活動だけでは変わらないものもあり、昨今弁護士の介入を得られるようになったことは、前進の一過程と考えている。

### 第1分科会

#### 差別禁止条例案と各地方自治体での動き

研修員 宮下 萌 (71期)

第1分科会では、差別禁止条例案と各地方自治体での動きについて、当委員会の李世燦委員が基調報告を行った。本会は、2018年に人種差別撤廃モデル条例案を発表したが、いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」施行から3年が経過した現在の地方自治体の主な取組みは、以下のとおりである。

#### 1 東京都

東京都条例は2019年施行されたが、第12条に定められた「公表」として、2019年5月20日に行われた練馬区内での街宣における言動及び同年6月16日に行われた台東区内でのデモ行進における言動が「不当な差別的言動」に当たると認定された。

#### 2 国立市

国立市条例では、差別の禁止を明記している（第3条）。罰則規定は設けられていないが、差別解消を推進するため、市長の付属機関として審議会が設置され、調査などを行い必要な措置を答申することが盛り込まれた（第16条）。

### 3 世田谷区

世田谷区条例にも「差別的取扱いをすることにより、他人の権利利益を侵害してはならない」という条項は定められている（第7条）。罰則はないが、具体的な基本的施策が明示されている（第8条）点や区民からの相談を受け付ける区長の諮問機関である「苦情処理委員会」を設けている（第12条）点は評価できる。

この他にも、観音寺市、神戸市、大阪府等で条例が制定されており、また、分科会が開催された時はまだ成立されていなかったが、2019年12月12日に川崎市で罰則を含んだ画期的な条例が制定された。

各地での取組みを参照しながら、本会も反人種差別に関する取組みを引き続き進めていきたい。

## 第2分科会

### 外国人と教育現場

副委員長 古池 秀（65期）

今回は、出席者から現場における生の声をもとに意見交換を行うべく、特に基調講演を設けなかった。出席者全員の所属と名前、外国人との関わりについて自己紹介をしたところで、まずは、元高校教員の出席者の方が報告された事例を取り上げた。具体的には、在留資格のない高校生が大学受験し、合格通知を受け取った後で、入学金を支払い済みであったにもかかわらず、在留資格が無いことを理由に、学校側から入学を拒絶された事例であった。小学校から高校までは特に在留資格が問題とならなくても、大学や専門学校では入学に際し在留資格が問題とされる現状が明らかになった。そもそも正規の入学手続きができない以上、すでに支払われた入学金は返還を求められるはずである、本人都合で入学を辞めて入学金の返還を求めるケースとは事情が異なる、との意見が弁護士からなされた。

その他、どちらも在留資格を持たない両親と子供2人の4人家族につき、子供に留学の準備が整うことを条件に、子供にだけ在留資格を与えるが、その代わりに、両親は本国に帰国せよと入管から言われたという事例が紹介された。いわゆる家族分断ケースである。このような家族分断ケース

に対しては、弁護士側から、条約を根拠に家族には結合する権利がある、との理論的な主張を入管や裁判所に主張するものの、受け入れられない現状であるとの報告がなされた。

## 第3分科会

### 入管収容の現状

幹事 酒井 昌弘（69期）

#### 「いま、入管で起きていること」

第3分科会では、本邦入管収容の現状につき広くお伝えする趣旨で、駒井知会会員が基調講演を行なった。本邦入管当局は非正規滞在者の全件収容が原則であるとの見解をとり、とりわけ昨今、特に2018年2月28日付けで法務省入国管理局長（当時）から「被退去強制令書発付者に対する仮放免措置に係る適切な運用と動静監視強化の更なる徹底について（指示）」（法務省管警第43号指示）が出されて以降、入管収容期間の長期化が進んでいる。その上で駒井会員からは、以下の4点につき報告がなされた。

- ①長期収容増加原因の一つには、本邦の難民認定率が他の難民条約締約国と比し、著しく低いという事実がある。
- ②2019年6月には、長期収容に抗議するためハンストをしていた被収容者が餓死するという痛ましい事件も起きた。
- ③被収容者によるハンストの広がりを憂慮した入管当局は、ハンスト者に対し2週間の期限付で仮放免を出すようになったが、被収容者が2週間後に出頭すると即再収容するという非人道的扱いを続けている。
- ④出入国在留管理庁も、長期収容問題解決のため、有識者会議（収容・送還に関する専門部会）を設け、2020年3月を目途に提言を纏める意向だが、本会議に対し入管当局から提出された関連資料には明らかな虚偽事実が含まれ、国会で問題となった。

講演後、参加者からの質疑応答も行われ、非正規滞在者の長期収容問題解決に関しては、国際的な人権条約解釈水準に合わせ、収容期間に上限を設け、日本が批准した各人権条約の趣旨に沿った解決がされるべき、といった意見が出され、盛会の内に終了した。